

# 番号制度に係る地方税務システム検討会 開催要綱

## 1. 趣 旨

社会保障・税に関わる番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法案）」及び関連法案が平成 24 年 2 月 14 日に閣議決定し、国会に提出されたところである。また、社会保障・税番号大綱（平成 23 年 6 月 30 日決定）において、「平成 27 年（2015 年）1 月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。」こととされている。

番号制度の導入により、地方税分野においては、各種所得情報や扶養情報について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握が行えるようになることが期待されている一方、事務・手続きの簡素化、負担の軽減の観点から、情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野へ所得情報等の提供を行うことが想定される。

このため、番号制度の導入に当たっては、約 1800 の地方公共団体の税務システムの改修が必要となり、各地方公共団体の実態を踏まえつつ、実務上の課題について検討を行うこととする。

## 2. 名 称

本検討会の名称は、「番号制度に係る地方税務システム検討会」（以下「検討会」という。）とする。

## 3. 検 討 項 目

- (1) 番号制度導入にあたり必要な地方税務システムにおける改修内容
- (2) 情報提供ネットワークシステムへの対応に必要な地方税務システムにおける改修内容
- (3) 地方団体内部の「番号」の活用等情報のやりとりに必要な地方税務システムにおける改修内容 等

## 4. 構 成 員

別紙のとおり。

## 5. 運 営

- (1) 総務省自治税務局市町村税課長が検討会を主宰する。
- (2) 総務省自治税務局市町村税課長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開しないが、研究会終了後、配布資料（一部を除く）を公表する。また、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

## 6. そ の 他

検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。

## 番号制度に係る地方税務システム検討会 構成員名簿

(敬称略)

## (構成員)

赤坂 誠司	一般社団法人地方税電子化協議会システム企画グループ グループリーダー 部次長
秋月 雅也	日本電気(株)公共ソリューション事業部マネージャー
池田 大造	大和総研ビジネス・イノベーションコンサルティング事業本部 ビジネスコンサルティング部長
江尻 芳雄	岡山県総務部参与
遠藤 威俊	東京都三鷹市市民部市民税課長
小笠原 徹	東京都主税局税制部システム管理課長
奥井 竹志	埼玉県川口市理財部税制課長
小島 昇	埼玉県比企郡ときがわ町税務課長
杉本 達治	総務省自治税務局市町村税課長
高木 克之	神奈川県川崎市財政局税務部税制課市税システム企画担当係長
浜田 浩之	フューチャーアーキテクト(株) ストラテジックビジネス本部 公共サービス部 部長
原田 智	京都府政策企画部情報技術専門監
保科 正己	富士通(株) 行政システム事業本部第一ソリューションサービス統 括部第三ソリューションサービス部 部長
山田 達也	東京都練馬区区民部税務課長
山田 俊哉	佐賀県多久市税務課長

## (オブザーバー)

総務省大臣官房企画課個人番号企画室

総務省自治行政局住民制度課

総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室

総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室